

持込みごみのガイド

《個人持込み用》

西秋川衛生組合

(あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町)

持込みごみについて《個人持込み用》・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-----------------------------------	---

持込みごみの大まかな内容です。

持ち込み手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
------------------------------------	---

西秋川衛生組合へ着いてから料金の支払い、退場までの手順です。

廃棄物処理依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
----------------------------------	---

廃棄物処理依頼の様式です。

50音別分別方法一覧（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）・・・	別冊
-------------------------------	----

持ち込み可能なごみの種類を50音別に整理してあります。

50音別持込み不可・不適物一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
---------------------------------	----

持ち込みできないごみ類や処理不能物を50音別に整理してあります。

あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町及び西秋川衛生組合では、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と資源のリサイクルに取り組んでいます。ごみの出し方のルールを守り、3R（リデュース、リユース、リサイクル）にご協力をお願いいたします。

持ち込みごみについて《個人持ち込み用》

持ち込みごみとは

平成28年4月1日から、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町に土地又は建物を占有（管理）する個人が、家庭から排出されるごみを自ら西秋川衛生組合へ持ち込むことができる制度です。

持ち込みのできる日及び時間

- 持ち込みのできる日は、年末年始を除く祝日を含む月曜日から金曜日（土曜日、日曜日及び年末年始は除きます）
- 持ち込みのできる時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時までです。

持ち込みのできる方

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町にお住まいの方

運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等本人確認のできるものを提示ください。

持ち込めるごみの種類

別冊の「50音別分別方法一覧（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）」をご覧ください。

「ごみの名称」が同じでも、大きさや材質により「分別方法」や「持ち込みができないごみ」があります。

- 可燃ごみ
- 不燃ごみ
- 粗大ごみ（参考：大きさなど、概ね一辺の長さが50cm以上又は重さが5kg以上）

持ち込みの手順について

4ページの「持ち込み手順について」をご覧ください

- ・自動車に積んでお越しください。
- ・計量棟において、廃棄物処理依頼書にご記入いただき、係員の指示に従い搬入してください。
- ・計量は来場時と退場時の2回計量となります。
- ・各市町村の「収集委託業者」と重なる場合、「収集委託業者」を優先することがあります。

注意事項

- ・可燃ごみ及び不燃ごみは、分別して袋に入れて持ち込みしてください。（有料の専用袋は不要です。）
- ・粗大ごみとして出すものは、「粗大」と表示して出してください。（テープ貼付可）

- ゴミを持ち込む際は、荷台をシートで覆う等により飛散しないよう到来してください。また、汚水の垂れ流しがないようにしてください。
- ゴミは、持ち込みをされた方が、ご自身で降ろしていただきます。
- 危険防止のため、係員が中身の確認をすることがあります。
- 持ち込み不可・不適物があった場合は、持ち帰っていただきます。
- 持ち込み車両が2 t 車を超える場合は、事前に下記へお問い合わせください。

手数料

- 退出時に計量機で計量された重量により、持ち込みごみ10kgあたり300円の手数料を現金でお支払いください。
- 計量は10kg単位で行い、10kg以上については5kg単位で四捨五入します。
なお、10kgに満たない場合は10kgとします。

持ち込みできないごみなど

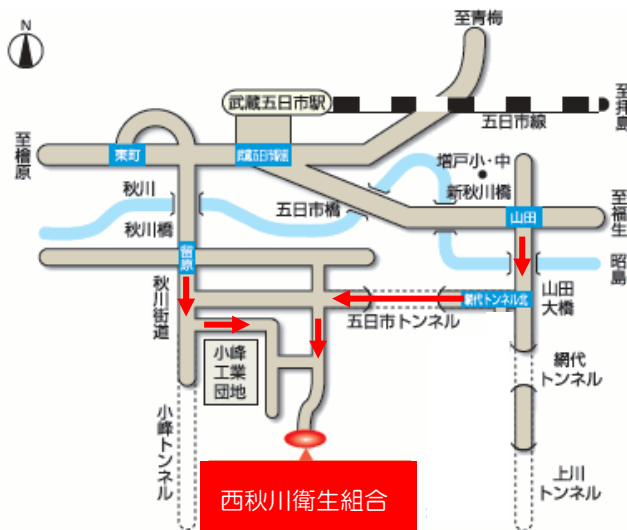
別冊の「50音別持ち込み不可・不適物一覧」をご覧ください。

- 「資源」、「有害ごみ」（電池、蛍光灯、ライター、スプレー缶等）、「家電リサイクル法対象の家電製品及び使用済小型電子機器」に該当するもの、「動物死体」、「水分を多く含むもの」など。
- 「個人事業系」のごみ、「産業廃棄物」に該当するごみは持ち込めません。

その他

- 月曜日、祝日、年末年始は混雑が予想されますので、待ち時間が生じる可能性があります。
- 災害等により生じた廃棄物を自ら持ち込みする場合は、減免の措置があります。

持ち込み先案内図及び問い合わせ先



西秋川衛生組合

住所：あきる野市高尾521

電話：042-596-4418

HP：<http://www.nishiakigawa.or.jp>

持ち込み手順について

受付、料金徴収及び処理業務について

受付、料金の徴収及びごみ処理業務は、西秋川衛生組合が、ごみ処理施設の運営・管理業務を委託している、「株式会社たかお環境サービス」が行います。

電話番号（042）519-9362 （西秋川衛生組合高尾清掃センター内）

西秋川衛生組合構内搬入路について

- ・構内には、「持ち込みごみ」の自動車レーンを設けています。案内看板等に従って徐行運転で通行してください。
- ・各市町村の収集委託業者と同じ道路を利用しますので通行には十分気をつけてください。

持ち込み手順について

- ① ・ごみの計量は搬入時と退場時2回行います。ごみを自動車に積んだ重さと降ろした後の自動車の重さの差を「ごみ重量」とします。

① 駐車場所に車を止め、計量棟で依頼書に記入する

② 受付カードが渡される

③ 自動車に乗り車載台に車を載せ重量を量る

④ 順路に従い施設内へ

⑤ 案内に従い、ごみを自分で降す

⑥ 施設を出て計量棟へ

⑦ 計量機に車を載せ、受付カードを係員に見せる（重量を量る）

⑧ 案内に従い、その場で車を降りて、カードの返却と料金を払う

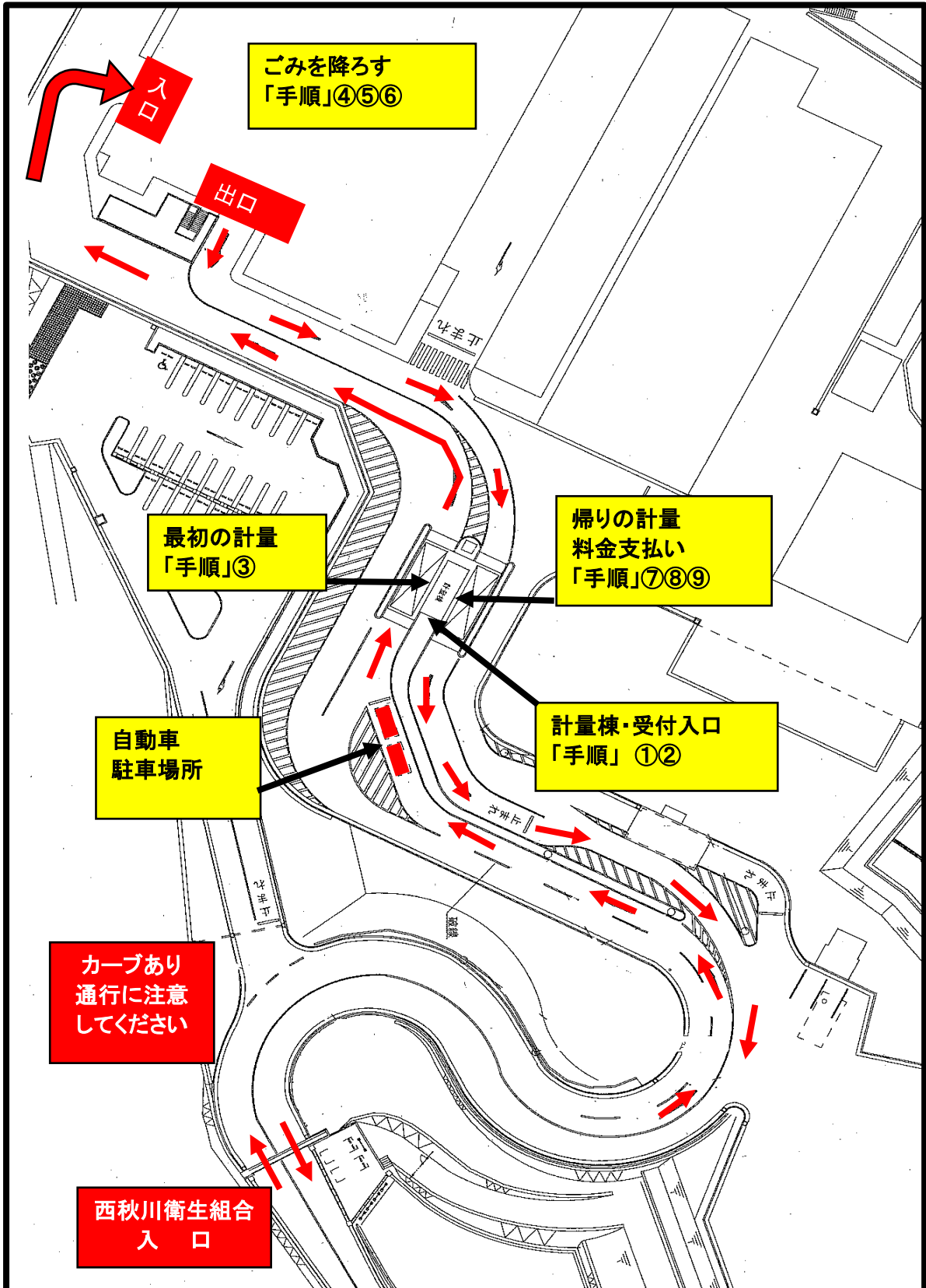
⑨ 車を車載台からゆっくりおろし退場してください

その他

- ・なるべく釣銭のないようにお願いします。

持込みごみ構内案内図

- 構内は徐行運転をお願いします。
- 他の運搬車等も通行しますので、周辺に注意して通行してください。
- カーブには特に注意してください。



廃棄物処理依頼書

西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、次のとおり依頼します。

西 秋 川 衛 生 組 合
(株式会社 たかお環境サービス)

年 月 日

依頼者	住所（許可業者にあつては所在地）	
	氏名（許可業者にあつては名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	()
	廃棄物の排出場所（名称・氏名）	
	車 両 番 号	
本日持ち込まれる全てのごみの種類に○をして、カッコ内に主なものを記載してください。 (欄外の注意事項をよくお読みください。)		
・可燃ごみ ()		
・不燃ごみ ()		
・粗大ごみ ()		
※カッコ内の記入例：粗大ごみの場合は、タンス、本棚等 不燃ごみの場合は、茶碗、ガラス等		

ごみは、係員の指示に従い、所定のところに降ろしてしてください。
また、係員がごみの中身を確認する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 注) 1 依頼書の内容と搬入される廃棄物の内容が異なると処理施設へ搬入できません。
2 構成市町村（あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）の区域外で発生したごみ又は無分別のごみ、資源、有害ごみ、危険物その他の処理不適物は搬入できません。
3 重量は組合の計量器により計量した重量となります。
4 その他注意事項等は係員の指示に従ってください。

※係員記入欄

確認した証明書等

運転免許証 マイナンバーカード 健康保険証等 その他 ()

受付時間	:	受付番号		係員	(株) たかお環境サービス
------	---	------	--	----	---------------